

15 法外援助・福祉業務

1. 戦没者遺族などの援護

(1) 戦没者追悼式

日清事変以後の幾多の戦争事変において、尊い犠牲となられた戦没者 3,200 余柱を追悼するため、年 1 回戦没者追悼式を実施しています

(2) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護

旧軍人、軍属として一定年数以上勤務した者並びに旧軍人、軍属及び準軍属として職務遂行のために負傷し、または疾病にかかった者及びこれにより死亡した者の遺族に対して年金や一時金、その他の援護措置がとられています。

主な援護の種類は次のとおりです。

1. 戦没者の妻に対する特別給付金

戦没者の妻が終戦に伴い特段の事情の下におかれたという観点から、国が特別の慰謝を行うため特別給付金を支給するものです。

2. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

満州事変以降の戦没者等の遺族で、公務扶助料、遺族年金等を受給していないものに対し、国が弔慰のため特別弔慰金を支給するものです。

3. 戦没者の父母等に対する特別給付金

子または孫を戦争により失った父母または祖父母に対し、寂しさや孤独感といった精神的苦痛を慰めるため特別給付金を支給するものです。

4. 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

戦傷病者等の妻に対し、今までおかれていた社会的、経済的な立場を慰めるために特別給付金を支給するものです。

5. 戦傷病者の援護

軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行うものです。援護の種類には、療養手当の支給、葬祭費の支給、補装具の支給及び修理等があります。

6. 年金給付

旧軍人軍属等の方には普通恩給や一時恩給が、戦没者等の遺族の方には普通扶助料や一時扶助料等が支給されます。

2. 災害援護（高山市地域防災計画）

市民が災害（火災、地震、風水害等）により被災した世帯に対し、市から災害見舞金を支給します。

- ・ 1 世帯 100,000 円以内
- ・ 火災の場合は、類焼または失火（重大なる過失がある場合を除きます。）による被災を原則とします。
- ・ 見舞金の支給額は、被害の程度に応じその都度決定します。

年度	災害種目	罹災世帯	罹災人員	見舞金額（円）
2	火災	5	16	400,000
	風雪等	2	8	60,000
3	火災	10	25	880,000
4	火災	1	1	50,000

3. 日本赤十字社業務

赤十字は、災害にあった人々の救護活動、物資の配布や地域の救急医療等の推進、血液事業等の福祉活動のほか、国際的には紛争、戦争による難民の援助活動、地震等の自然災害による救援活動など大規模な活動を行っています。

(1) 日赤高山市地区の活動

・火災等の被災者見舞（日用品、毛布の支給）

① 日本赤十字社高山地区無線奉仕団では、ドローンや無線による災害時の通報及び情報収集など、災害援助の迅速な対応に努めています。

② 日本赤十字社高山市地区赤十字奉仕団では、災害時の炊き出しのほか、デイサービスセンターでの介助補助、病院でのボランティア等の奉仕活動を行っています。

(2) 社資募集の状況

（単位：件・円）

	区分	目標額	実績額
2	一般分	10,486,000	10,510,400
	法人分	1,150,000	2,305,000
3	一般分	10,524,000	10,497,708
	法人分	1,112,000	2,182,000
4	一般分	10,399,000	10,592,150
	法人分	1,112,000	2,044,000

4. 献血推進活動

事業所、学校等の協力を得て、献血思想の普及と計画的な献血の推進を図っています。

献血の状況

内訳		年度				
		30	31	2	3	4
受付数		1,846	1,880	1,961	2,066	1,942
採血本数	200 ml	202	222	171	125	115
	400 ml	1,457	1,497	1,605	1,671	1,615
不採血数		187	161	185	270	212

※ 岐阜県赤十字血液センターでは、県内各地を移動採血車「ともしび号」を巡回させ、献血活動を実施しています。

5. 市民生活総合相談窓口

市民生活の不安を取り除くため、多岐にわたる要因に対する総合相談窓口を設置しています。

また、令和3年度から基幹相談支援センターを設置し、障がい者・障がい児に関する相談支援体制を拡充しています。

- ・設置年月日 : 平成23年4月1日
- ・設置場所 : 市役所1階 福祉課内(平成27年度より福祉サービス総合相談支援センター内)
(支所においては、地域振興課で対応)
- ・開設日時 : 平日 午前8時30分から午後5時15分まで(市役所開庁日に限る)

相談件数等の状況

区分 年度	相談員 人数	一般相談 件数	生活困窮者 相談件数	障がい児(者) 相談件数	相談件数 合計
2	5	1,090	4,655	1,509	7,254
3	7	912	5,473	3,676	10,061
4	8	935	4,272	5,166	10,373

6. 福祉金庫

市民に対し生活に必要な資金として、他から融資を受けることが困難と認めるものに資金の貸付を行い、市民生活の安定に資するために福祉金庫制度を設けています。

生活資金

貸付限度額 : ひと世帯あたり 100,000円 (特認 200,000円)

貸付利率 : 年 0% (平成19年12月貸付分より)

償還方法 : 22か月(据置2か月を含む)以内に償還

開設 : 昭和50年7月1日

貸付状況

(単位: 件・千円)

年度	30	31	2	3	4
件数	45	37	65	50	38
金額	2,030	1,943	6,222	4,450	2,140

※ 令和2年3月27日より、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対して、償還期間の延長(26か月)や保証人を不要とするなど、貸付条件の緩和を実施しています。

7. 住居確保給付金事業

離職者であって就労能力及び就労意欲及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費(上限あり)の支給を行っています。

支給件数及び実績額

(単位: 件・円)

年度	30	31	2	3	4
件数	1	2	23	11	2
金額	105,000	192,000	3,651,800	723,100	200,100

8. ほかほか暖房費助成事業

燃料価格の高騰を受け、低所得世帯を対象に、1世帯当たり2万円の給付金を支給しました。

支給件数及び実績額 (単位：件・千円)

年度	4
件数	5,522
金額	112,921

9. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を終了した世帯など、さらなる貸付を利用できない生活困窮者世帯を対象に、就労による自立支援に繋げるため支援金を支給しました。

支給件数及び実績額 (単位：件・千円)

年度	4
件数	34
金額	5,415

10. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう給付金を支給しました。

支給件数及び実績額 (単位：件・千円)

年度	4
件数	1,631
金額	167,069

11. 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を対象に、1世帯あたり5万円の給付金を支給しました。

支給件数及び実績額 (単位：件・千円)

年度	4
件数	6,689
金額	342,894